

# 「住宅用家屋証明申請書」申請要件及び添付書類

## 申請要件

- 個人が自己の居住に供する家屋であること
- 新築または取得後1年以内の家屋であること
- 床面積が50㎡以上であること(上限なし)
- 事務所・店舗等の併用住宅の場合、床面積の90%以上が住宅であること等

## 新築住宅（保存登記）

### 1 個人が新築したもの

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住民票の写し(住所をまだ移していない場合は「申立書」添付)
- (3) 登記事項証明書(登記簿謄本)、登記完了証(電子申請)、登記済証のいずれか
- (4) 各階平面図建物図面の写し(表題登記申請の際に添付の図面)
- (5) 建築確認済証の写し(申請書、建築確認図面(平面図、立面図、断面図、仕上表))
- (6) 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合は申請書の副本及び認定通知書

### 2 建築後未使用の住宅（マンション、建売住宅等）

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住民票の写し(住所をまだ移していない場合は「申立書」添付)
- (3) 登記事項証明書(登記簿謄本)、登記完了証(電子申請)、登記済証のいずれか
- (4) 各階平面図建物図面の写し(表題登記申請の際に添付の図面)
- (5) 売渡証書、売買契約書、譲渡証明書、登記原因証明情報等で取得の原因日を明らかにする書類の写し
- (6) 家屋未使用証明書
- (7) 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合は申請書の副本及び認定通知書

## 中古住宅（移転登記）

### 3 既存のもの

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住民票の写し(住所をまだ移していない場合は「申立書」添付)
- (3) 登記事項証明書(登記簿謄本)
- (4) 売渡証書、売買契約書、譲渡証明書、登記原因証明情報、代金納付期限通知書(競落の場合)等で取得の原因日を明らかにする書類の写し
- (5) 建築日が昭和56年12月31日以前の場合は(ア)～(ウ)のいずれか
  - (ア)耐震基準適合証明書の写し(耐震基準を満たしていることを証明する住宅を取得した場合で、取得前2年以内に耐震基準適合の証明書を取得していること。)
  - (イ)既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書の写し
  - (ウ)住宅性能評価書の写し

## 抵当権設定登記

### 4 新築(増築)又は取得するための資金の貸付け等にかかる抵当設定登記の場合

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住民票の写し
- (3) 登記事項証明書(登記簿謄本)
- (4) 金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書等の写し